

① 自主的避難者

i) 生活費の増加費用 ii) 精神的苦痛 iii) 避難・帰宅に要した移動費用

② 同区域に滞在を続けた者場合 i) 精神的苦痛 ii) 生活費の増加費用

4 損害額

上記(3)の①及び②につき、合算した額を同額として、損害額を算定する。

① 子供及び妊婦 本件事故発生から平成23年12月末まで

ひとり 40万円を目安とする

(平成24年1月以降については今後、必要に応じて検討される)

② その他の自主的避難等対象者

本件事故発生当初の時期の損害として1人 8万円を目安とする

③ 本件事故発生当時に避難指示等対象区域に住居があった場合

中間指針の避難指示等による精神的損害の賠償対象とされていない期間は、上記①、②の金額が、その対象期間に応じた目安であることを勘案した金額とする。

子供、妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については本件事故発生から平成23年12月末までの損害として1人20万円を目安とし、中間指針追補の対象となる期間に応じた金額とする。

中間指針追補は、個別具体的な事情に応じて、以上の損害項目以外の項目が賠償の対象となる場合や異なる賠償額が算定される場合が認められ得るとしています。

(5) 2011年12月6日の審査会による自主的避難者の賠償指針についての批判
同指針については、以下の批判があります。

・ 損害額が低すぎるので高くするべき

・ 少なくとも福島第一原子力発電所から80km圏内となる部分がある市町村及び3か月当たり1.3mSvを超える放射線が検出された地域からの避難によって生じた損害については、賠償を行うべきである。

・ 自主的避難者の場合でも、職場・学校等の諸事情から家族の離散の

生活を強いられ、生活費が二重に掛かり、住み慣れた地域を離れて周囲に友人もなく、家族離れ離れの不安な生活を強いられるなど精神的苦痛が著しい。このようなことは、「特別な事情」どころか、自主的避難者の多くに共通する苦難と言ってよい。

そうである以上、生活費の増加や精神的損害の額が総額で8万円が目安などという指針の考え方は、およそ賠償を否定しているに等しく、根本的に改められるべきである。

問：対象区域外（避難対象区域及び自主的避難等対象区域以外）の住民の自主避難費用、検査費用は賠償されますか。

回答：賠償の対象となり得ます。

解説：合理的かつ相当であると判断される範囲の損害であると立証されれば、対象区域外に生活の本拠のある者の自主避難によって生じた損害も認められる可能性があります。

特に、体内被曝の影響を受けやすい、妊婦や子どもについては、自らの身体が放射性物質に曝露したのではないかとの不安感を抱き、この不安感を払拭するために検査を受け、また避難をすることも合理的な行動であると考えられ、避難費用や検査費用について、対象区域内外で差異を設ける合理性はないものと思われま

この点、政府の閣僚が自主避難にかかる実費について認められるべきであると発言したことがありますので、今後の推移を見守るべきであります。

第三章 障がいのある人特有の問題

問：未成年の子どもの分の請求は親が出来ますか。

回答：出来ます。

解説：障がいの有無とは関係なく、未成年者の賠償請求手続は父母が行います。民法で父母が法定代理人とされています。

問：知的または精神に障がいのある成人の分の請求を親や事業所が出来ますか。

回答：親や事業所の支援員は手続きを「手伝う」ことは出来ますが、本人になり代わって請求して受け取ることは出来ません。

解説：未成年の場合は親が法定代理人ですが、子どもが成人（20歳）に達したときから法定代理権は消滅し、本人が請求し、賠償金を受領することになります。

しかし、最重度、重度の知的障がい者・精神障がい者などの場合、難しい損害賠償の内容を理解することはなかなか困難です。

そこで次のことが考えられます。

【成年後見制度の利用】

今回の賠償の問題に限らず、親も年をとっていく以上、本人の財産管理や生活について成年後見人（保佐人含む）をつけて権利を擁護する方法が考えられます。

成年後見人は本人の賠償請求権を代理しますので成年後見制度を利用すれば東電の賠償請求の手続きも成年後見人の仕事になります。

とはいえ、成年後見制度は東電の問題だけのために使うことは出来ない原則として一生の問題になります。本人より早く高齢化する親が成年後見人になることは望ましいことではなく、弁護士等の専門家になるべきですが、本人の収入・資産から後見人報酬を支払う原則になっている点など（地域により報酬助成制度がありますが不十分）利用の前に検討すべき点も多く、地元の弁護士会の高齢者・障がい者権利擁護センター等に相談されることをお勧めします。

【親や支援者の手続きの説明の補助、代筆】

本人の利益と意思に合致していることが大前提ですが、噛み砕いた説明を受けても損害賠償について理解が難しい方、文字を書くことが困難な方などの場合、ご本人の了解を得た上で家族や事業所の支援員等が代筆することも事実上はやむを得ない場合があると

おもわれます。
思われます。

家族・支援員・代筆者等が不十分な理解で本人の権利を損なうことのないように専門家に十分相談しながら手続を進める慎重さが求められます。

問：就労継続A型で働いていましたが工場が半年間閉鎖されて給料をもらえませんでした。賠償してもらえますか。

回答：賠償を受けられます。

解説：障害者自立支援法という就労継続A型事業所（かつての「福祉工場」など）で働く人は事業所と労働契約を締結して労働法上の労働者として賃金を受けています。そのため、一般の労働者と同じく、原発事故に起因して休業や失業した場合、その減収分は賠償の対象となります。

問：就労継続B型（作業所）での工賃は賠償の対象ですか。

回答：対象となると考えます。

解説：いわゆる「福祉的就労」と呼ばれる共同作業所・就労支援センターなど障害者自立支援法での就労継続B型や地域生活支援事業での地域活動支援センター等（以下便宜上「福祉作業所」といいます）で軽作業を行うなど「はたらく」ことで得られる「工賃」は、現行法体系のなかで、「労働者の得る賃金」と同じ扱いは言えません。例えば、原発事故の影響で工賃の支払いがなくなったからと言って、ハローワークで失業保険の対象とはなっていません。

しかしながら、あくまで、損害賠償においては、加害企業の行為により被害者である利用者の工賃が失われたことは損失に他ならず、損害賠償の対象になるはずですが。

問：福祉作業所の工賃について、事業所がまとめて請求して利用者に分配することは出来ますか。

回答：利用者の同意（原則として書面が必要でしょう）がある場合に可能と思われれます。

解説：これを一般の法律上の労働者の場合の対比で考えてみます。

原則的には次の考えとなります。

各労働者が得るはずだった賃金の損失は各労働者の持つ権利ですので、雇用主が

ろうどうしゃ りようかい えず ぶん うりあげげんしょうぶん とうでん せいきゅう できません
労働者の了解を得ずにその分の売り上げ減少分を東電に請求することは出来ません。

しかし、ろうどうしゃがわ こようぬし ふうとう あつりよく しんい もとづきりようかい とうでん
たいするしょくいん ちんぎんぶん あわせてせいきゅう けんげん こようぬし いたく こようぬし とうでん
対する職員への賃金分も併せて請求する権限を雇用主に委託して、雇用主が東電から
じゅりよう ぶん しょういん ちんぎんそうとうぶん はいぶん れいがいてき ありえない
受領した分を職員に賃金相当分として配分することも例外的には有り得ないことでは
ありません。

ふくしきぎょうじょ こうちん かくりようしゃ こべつ せいきゅう こんなん
福祉作業所の工賃についても、各利用者が個別に請求することが困難なことから、
りようしゃ いにん うけてじぎょうしょ ぶん とうでん せいきゅう ちんぎん ぼあい
利用者から委任を受けて事業所がまとめてその分も東電に請求することは、賃金の場合
いじょう ありえる やりかた
以上に有り得るやり方かもしれません。

ただし、そのような やりかた おこなう じゅうぶん りようしゃ ごかぞく ぶんしょ
せつめいかりなど せつめい りようかい えて りようしゃ りえき いこう もとづくやりかた おこなう
説明会等で説明して了解を得て、あくまで利用者の利益と意向に基づくやり方で行うこ
とが必要です。ひつよう とうでんがわ しゅし ただしくぶんしょ つたえて ひつよう
東電側にもその趣旨を正しく文書で伝えておく必要があります。

また、ふくし ぶんや りようしゃ けんり そこなうふしょうじ しょう しゃ たいするけいざいてき さくしゅ
福祉の分野でも利用者の権利を損なう不祥事、障がい者に対する経済的な搾取
など じけん すくなく じっし だいさんしゃ こうせい
等の事件は少なくありませんので、その実施が第三者からも公正とみられるように
べんごしなど じょげん うけながらとうめいせい すすめる のぞましい おもわれます
弁護士等の助言も受けながら透明性をもって進めることが望ましいと思われま。

とい ひなん ともないかいご しえん じかん ぞうか そんがい だれ せいきゅうで きます す
問：避難に伴い介護や支援の時間が増加しました。その損害は誰かに請求出来ますか？

かいとう とうでん せいきゅうかのう
回答：東電に請求可能です。

ただし だいにしょう かいせつ しんさかい ししん とくべつ じじょう とく
立証できた場合に限り加算が可能であるとされており、障がい者ならではの
りっしょう ばあい かぎりかさん かのう しょう しゃ
生活上の不利益・苦難の実情を書面で説明することなどがひつよう
せいかつじょう ふりえき くなん じつじょう しょめん せつめい ひつよう
必要となります。

かいせつ ひなんじょ かせつじゅうたく かりあげじゅうたくなど せいかつかんきょう げきへん じゅうらいくらし て きょたく
**解説：避難所、仮設住宅、借り上げ住宅等、生活環境が激変し、従来暮らしていた居室
など きずいて せいかつ ほかい
等で築いてきた生活スタイルが破壊されました。**

たとえば しかくしょう ほう ながねんがよいなれる ひとり はくじょう あるけるる 一と
例えば、視覚障がいの方は長年通り馴れることで一人で白杖で歩けるルートだったけ
れどそれもままならなくなり、ガイドヘルパーなくしては外出も出来なくなり、
にんげんらしいせいかつ できなく かいご ひよう しゅうい しりあい すくなく いえ なか
人間らしい生活が出来なくなり、介護の費用もかさみ、周囲に知り合いも少なく、家の中
でふさぎこむこともおおく まいにち かつう
で塞ぎこむことも多くなって毎日が苦痛である。

じょうたい かた おおく おもいます
そんな状態の方は多くいらっしゃると思います。

かいごひよう ぞうか ひなんせいかつ きいん あらた しゃかいてき しょうへき たたかう
それらの介護費用の増加、避難生活に起因して新たな社会的な障壁と闘うことを
よぎなく かつう しょうがい ひと そんがい
余儀なくされる苦痛は障害のある人ならではの損害です。

それらの個人ごとに直面した被害の事情を説明して、被った個別の事情に見合った損害賠償を受ける権利があるはずです。

審査会のいう「特別な事情を立証した場合に限り賠償の加算が認められる」という説明に当てはまる事項です。

とはいえ、東電はもちろん、もしかすると紛争解決センターでも、賠償問題を早く解決したいことから、画一的な基準で処理をして、障がいに伴う様々な困難、苦痛などへの賠償は基準内に収めようとする方向になることが危惧されます。

それらを加害企業である東電や紛争解決センターに納得させるための事情説明の文書作りなど、障がい者個人で行うことはなかなか大変です。

周囲の支援員なども賠償問題に理解を深めて頂き、共に悩みながら助言、協力しあって賠償問題に取り組むことが必要と思われま

す。弁護士も出来る限りの努力は致しますが、全ての被害にあった障がいのある方へのマンツーマン対応までの体制は難しいのが現状と思われま

問： 介護の必要時間の増加を行政に請求することは出来ますか？

回答： 出来ると思います。

解説：介護の増加という問題で、原発から約50キロ地点付近の田村市に居住する40代の脳性まひの女性が避難に伴う障害者自立支援法の介護支給量の増量申請が市から却下されたため、県に審査請求（不服申し立て）を申立て、2011年12月27日に福島県は「市の調査が不十分」として却下処分を取り消したという事件があります。

このように障がいのある人は、障害者自立支援法等の公的な支援制度に基づき行政に対して原発事故を含む災害に起因する必要な介護・支援を求める公的な権利があります。

他方、東電の原発事故に起因している介護費用の増加を直接東電に対して賠償請求することも認められるべきです。公的な負担を増加した部分を行政が東電に賠償請求することも可能と考えられます。

ただし、障がい者が同じ期間の同じ介護費用を東電と行政に二重請求は出来ないと思われま

問：自閉症の20歳の息子がいて、避難所での共同生活が出来ないため、自家用車の中で家族みんなが震災後2週間過ごしました。そのような家族の精神的な苦痛は賠償してもらえるのですか。

回答：個別的な精神的損害として家族も本人も賠償請求出来ると考えるべきです。

解説：このような事態は大きく報道されましたし、福祉関係者からも沢山あった事態であると聞いています。

生活環境の変化が苦手な発達障がい者にとって原発事故による生活の激変は耐え難い精神的苦難であり、そのために家族も一緒に狭い空間での非人間的な生活を強いられた以上、ご家族の精神的な損害にも当たりますので、それらは、審査会の示している「目安」を超えて適切に評価されて賠償されるべきです。

問：精神障がいの家族が避難生活の影響で生活環境が変わって不安になったように突然泣き出したり、暴れたり、症状が悪くなりました。本人と家族に対する賠償はされますか。

回答：されるべきです。

解説：そのために必要になった診療代、薬代等の実費はもちろん、本人の障がいの悪化、心身症状の悪化という大きな苦痛であり、原発事故による個別的な損害ですので、症状や障がいの悪化に伴いご家族による世話、支援などの労務提供や精神的負担が増えたことの個別事情を合理的に説明できれば、それらは、審査会の示す「目安」を超えて、適切な金額が本人及び家族に賠償されるべきです。

問：東電の賠償の書式に点訳版はありますか。

回答：日弁連が問合せたところ、点訳版の用意はないということでした。

解説：点訳を情報取得の方法とする視覚障がい者にとって、「墨字」の書面を配布しただけでは、賠償に関する説明が東電からなされないことを意味します。

平成23年8月5日に施行された改正障害者基本法第3条第3号は「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と規定しています。

この法律を守るべき義務・責務のある機関は原則として国と地方公共団体ですが、第4条は第1項で「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」としており、民間会社であっても、障害を理由とした権利の侵害は禁じられており、同条第2項では、障がい者に対する社会的障壁の除去について合理的な配慮をするべきことが規定されています。

今回の東電の市民に対する責任の重大性と改正障害者基本法の趣旨に鑑みると、視覚障害者に対する賠償の説明文書に点訳版を全く用意しない東電の対応は問題があると*いわざるを得ません*。

今後、弁護士会としても東電に対して、点訳による賠償説明文書を用意することは法令に照らしての加害企業の責任であることを指摘していくべきと講師らは考えております。

問：紛争解決センターの書面は点訳版がありますか。手話通訳は配置されていますか。

回答：日弁連が問合せたところ、「点訳版の用意はない」という回答でした。

また「手話通訳者も配置されていない」とのことです。

解説：この点も上記した改正障害者基本法の趣旨、紛争解決センターは公的機関であり当然改正障害者基本法を遵守するべき義務・責務があることからして、点訳による書面が容易され、手話通訳者も配置されるべきと講師らは考えており、この点も弁護士会からの改善要求等を更に進めていきたいと思っております。

だいよんしょう せいきゆう ほうほう てつづき
第四章 請求の方法（手続）

問：請求の方法は東電に書類を提出して支払いを待つということですか（請求の方法の種類の説明）。

回答：東電への請求以外にも和解仲介申立や民事訴訟などの方法があります。

解説：以下の方法が考えられます。

① 東電に対する本人による直接請求

当初、膨大な請求書面が批判を受けていましたが、簡単ガイドが作成され、若干請求しやすくなっています。もっとも、加害者が賠償額を定めるという特異なもので、基本的には賠償の最低基準である中間指針の枠を超えないものであり、賠償額が低額化する傾向があり、完全賠償の実現が期待できません。

② 東電に対する代理人による請求

①と同様ですが、書類作成の手間が軽減されます。もっとも一定の弁護士費用を負担する必要があります。

③ 原子力損害賠償紛争解決センターに対する和解仲介（ADR）申立

詳細は後述のとおりです。

第三者委員による和解の仲介がなされることから、被害者側の主張を一定程度汲んでもらえる可能性があります。申立手続は簡単な書式が日弁連で用意されています。期日への出席もありえますが、センターが東京と郡山に限られてしまっている点は問題です。但しこれら以外の市町村にも出張することがあります。和解仲介案に対し不服であれば拒否することが可能です。東電も拒否することが理論上は可能ですが、基本的には東電が和解案を受け入れることが期待されています。なお弁護士に依頼する場合は②と同様です。

④ 集団請求

同じ環境にある被害者による集団請求が考えられます。同様の問題を抱えた人の請求書は同様の書き方で済むため、悩まず申し立てることが可能です。

⑤ 訴訟

東電の賠償基準やADRの和解仲介案に不服がある場合に行うこととなります。裁判所による判断であり、その結果は東電を拘束するという強い効力を持っています。もっとも、時間や費用がかかります。また、東海村の臨界事故の事例

みると、あまり良い判断はなされていないのが現状です。

⑥ その他

問：「原子力損害賠償紛争解決センター」ってどのようなものですか。

回答：東電とは別の、損害賠償に関する和解の仲介を行う期間です。

解説：原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介を迅速に行うべく、平成23年7月27日、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の一部を改正する政令が公布、施行され、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR、以下「原子力紛争解決センター」とい）が設置されることとしました。原子力損害賠償紛争審査会の委員の数が10人以内とされているため、審査会に特別委員等を置く等の措置を講じるというものです。原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続きは、事件ごとに1人又は2人以上の委員又は特別委員によって実施することとし、2人以上の仲介委員が和解の仲介の手続を実施する場合には、当該和解の仲介の手続上の事項は、仲介委員の過半数で決することとなっています。

○ センター事務所の所在地など

[福島事務所]

〒963-8811 福島県郡山市方八町1-2-10(郡中東口ビル2階)

原子力損害賠償紛争解決センター 福島事務所

[東京事務所]

〒105-0004 東京都港区新橋1-9-6(CO I新橋ビル3階)

原子力損害賠償紛争解決センター 東京事務所

お問い合わせ先

原子力損害賠償紛争解決センター

電話番号：0120-377-155（平日10時から17時）

※ 聴覚に障がいのある方その他、電話によるお問い合わせが困難な特段の事情がある方はEメールにて右記のアドレスまでお問い合わせくださいとHPで記載されています。

Eメール：chukai@mext.go.jp

問：「原子力損害賠償紛争解決センター」の申立てにあたって費用はかかりますか？

回答と解説：

もうしたて わかい ちゆうかい かんする すすりよう ふよう あつかい
申立て・和解の仲介に関する手数料は不要の扱いです。

ただし、紛争解決センターに提出するための書類の作成費用、郵送費用、期日出席のための交通費、弁護士等の専門家に依頼した場合の費用などは当事者各自の負担です。

とい ひなん つづいて いじょう とちゆう せいきゆう おかね じだん
問： 避難が続いている以上、途中で請求してお金をもらってしまうと、示談にな
ってそのあとは請求出来なくなるのではないですか。

かいとう かいせつ
回答と解説：

きかん そんがいひもく くぎり いがい せいきゆう かのうせい めいじ ごういしょ
期間、損害費目を区切り、これ以外に請求する可能性があることも明示し、合意書の
追加請求不可の記載も内容に注意すれば、後に請求できなくなるという事態を避ける
ことができます。

げんしりよくそんがいばいしょうてつづき つうじょうじけん べんごしひよう ていがく かのうせい
原子力損害賠償手続については、通常事件より弁護士費用が低額になる可能性が
高いので、不安であれば弁護士への依頼をお勧めします。

とい ふたばまち ひと じちたい べんごだん ばいしょうせいきゆう じつむ いたく
問： 双葉町の人自治体が弁護団に賠償請求実務を委託してくれたと
聞きましたが、他の地域の住民は同じように出来ないのでしょうか。

かいとう ふたばまち どうよう
回答： 双葉町と同様にはできません。

ただし げんざいふくしまけん ふくむかくち べんごだん いにん
但し、現在福島県を含む各地に弁護団ができておりますので、こちらに委任す
ることが可能です。また、福島県弁護士会の原子力発電所事故被害者救済支援セ
ンターを通じて弁護士の紹介を受けることも可能です。

かいせつ ふたばまち ふたばまち きもいり ふたばまちべんごだん たちあがりました
解説： 双葉町については、双葉町の肝入りで双葉町弁護団が立ち上がりました。

しかし、厳密な組織ではなく各地の弁護団等の緩やかな連合体というのが実情であ
ります。今後については双葉町弁護団において説明会兼個別相談会を開催し、原則とし
て「原子力損害賠償紛争解決センター」の申立ての助力をするとともに、同申立て
双葉町弁護団所属の弁護士に依頼した場合の着手金2万円のうち1万円を双葉町が
補助するという制度です。

た しちょうそん ふたばまち おなじ せいど そんざい げんざいふくしまけん ふくむかくち
他の市町村においては双葉町と同じような制度は存在しませんが、現在福島県を含む各地に
弁護団ができておりますので、こちらに委任することが可能です。また、福島県弁護士会の原子力
発電所事故被害者救済支援センターを通じて弁護士の紹介を受けることも可能です。

とい べんごし ばいしょう けん いちにん めんどう おもう べんごし
問： 弁護士に賠償の件を一任してしまうと面倒でなくなると思うのですが、弁護士

しはらうひよう
に支払う費用はどのようなのですか。

かいとう かいせつ
回答と解説：

べんごし しはらうひよう げんそく ここ べんごし
弁護士に支払う費用は原則として個々の弁護士によってまちまちです。

ひさいしやしえん ふくしまけんべんごしかい げんしりよくほつでんしよじ こひがいしやきゆうさいしえん
もっとも、被災者支援のため、福島県弁護士会の原子力発電所事故被害者救済支援センターを通じて個別に弁護士を依頼して東京電力への直接請求またはADR
もうしたて おこなうばあい ほうほう みんじほうりつふじよ しりよくようけん み た すかた
申立を行う場合には、法テラスの民事法律扶助の資力要件を満たす方についてはその
りよう すいししよう ぼあい ちやくしゆきん36まん750えん じつび 1 まんえん ほうしゆう
利用が推奨されており、この場合、着手金36,750円、実費10,000円ですが、報酬は

2. 1パーセント (消費税込) と通常事件より安くなっております。

おおく べんごだん おおむね じゆにんじ ひよう 1 まんえん ほうしゆう 5. 25パーセント
また、多くの弁護士では、概ね、受任時に費用として10,000円、報酬として5. 25%
ただしそしろう かいけつ ぼあい 10. 5パーセント つうじょうじけん
(但し訴訟による解決の場合10. 5%) とされているようであり、こちらも通常事件
やすく
よりも安くなっております。

とい けつきよく こんご
問：結局のところ、今後どうしたらいいでしょうか？

かいとう ひとり なやみこまないで しんらい ふくししえんしやなど はなしあい せんもんてき ぶぶん
回答：一人で悩み込まないで、信頼できる福祉支援者等と話し合いながら、専門的な部分
については、べんごし のアドバイスを受けながら進めていくことをおすすめ
おすす
めします。

しょう もつひと ひとり たいあう そうだんいん ほしい
「障がいを持つ人、一人ひとりに対応してくれる相談員が欲しい」

ひとり かけないで かきこんでくれる人が必要 とう こえ こたえられる ような たいせい
「一人では書けないので、書き込んでくれる人が必要」等の声に
こたえられるような体制を
どうしていくか、ひさいしやしえん かかわるかんけいだんたい せんもんだんたいなど きやうりよく こうちく
被災者支援に関わる関係団体、専門団体等がさらに協力して構築して
いくべき課題であると現状では言わざるを得ません。

だいごしょう (かくしゆ まどぐちじょうほう)
第五章【各種 窓口情報】

じけん うける べんごだん
事件を受ける弁護士

ふくしまけんべんごしかい げんしりよくはつでんしよじ こひがいしゃきゆうさいしえん
○ **福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター**

TEL 024-533-7770 (平日 10:00~15:00)

(つながりにくいこともありますが、御了承ください。)

URL http://business3.plala.or.jp/fba/sinsai_soudan/pdf/kyusaisien.pdf

とうきょう げんぱつひさいしゃべんごだん
○ **東京 原発被災者弁護士**

TEL 0120-730-750

URL <http://ghb-law.net/>

でんわそうだんまどぐち
電話相談窓口

ふくしまけんべんごしかい しんさい げんぱつむりょうでんわそうだん
福島県弁護士会 震災・原発無料電話相談

じっしび 実施日	へいじつ 平日	14時～16時
でんわばんごう 電話番号	ふくしま 福島	024-534-1211
	こおりやま 郡山	024-925-6511
	あいづわかまつ 会津若松	0242-27-2522
	いわき	0246-25-0455

だいろくしょう さんこうしりょう
第六章 参考資料

(ひさいしゃ)
【被災者ノート】

問：被害の状況はどのように書きとどめるのかのイメージがわかりません。具体例
おしえて
で教えてください。

回答：原発事故の被害者の方々の多くは、法的に損害賠償請求をするなどということと
むえん せいかつ おくって そんながいばいしょうせいきゅう ないよう ほうほうとう じょうほう
無縁の生活を送ってきたもので、損害賠償請求の内容、方法等についての情報も
すくなく とまどい かくせないじょうきょう おもわれます
少なく、戸惑いを隠せない状況であると思われま。

そこで、福島県弁護士会では、原発事故の被害者が東京電力に対する損害賠償
せいきゅう おこなう てつづき すこし しする ふくしまけんげんしりよくさいがい
請求を行うにあたって、その手続に少しでも資するよう、「福島県原子力災害
ひさいしゃ きろく つうしょう ひさいしゃ さくせい
被災者・記録ノート」(通称「被災者ノート」)を作成いたしました。この「被災者ノ
げんぼつじ こ ひがいしゃ そんながいばいしょうせいきゅう ひつよう おもわれるじこう かき
ート」は、原発事故被害者が損害賠償請求をするときに必要と思われる事項を書き
のち しゅちよう りっしょう ようい くふう さくせい
とめておき、後の主張・立証が容易となるよう工夫して作成したものです。

ひょうしうらめん ごりようじょう ちゅういてん およみいただいた ごりよういただきます
表紙裏面の「ご利用上の注意点」をよくお読み頂いたうえ、ご利用頂きますよう
おねがい
お願いいたします。

つぎ ふくしまけんべんごしかい ホームページ けいさい
次の福島県弁護士会のHPに掲載されています。

http://business3.plala.or.jp/fba/sinsai_soudan/hisaisya_note.html

(げんぼつじ こ そんながいばいしょうもうしでしょ)
【やさしい原発事故損害賠償申出書】

問：賠償の申出について、むずかしい書面でなく、わかりやすいやさしい書式はあ
りませんか。

回答：弁護士有志で作成した書式があります。日弁連の次のHPに掲載されています。

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/special_theme/data/form.pdf